

各種警報等の発表に伴う対応基準について

磐田市教育委員会

1 気象情報に関する対応基準

(1) 気象庁等が発表する気象情報により判断する場合

① 気象等に関する特別警報

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
特別警報	○自宅待機	○残留	○残留
解除	○自宅待機	○原則、保護者引き渡し ・状況に応じて下校	

② 台風等による強風注意報及び暴風警報

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
注意報	○登校	○通常通り	○通常通り ・状況に応じて下校
警報	○自宅待機	○残留 ・状況に応じて下校	○残留 ・状況に応じて下校
解除	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校		

【留意点】

- ・特別警報解除後の登校や学校再開については、磐田市教育委員会と協議して決定する。
- ・その他の警報（大雨、洪水、暴風雪、大雪等）や注意報（雷注意報、竜巻注意情報等）が発表された場合は、児童生徒等の安全を第一に考え、学校長・園長の判断により措置を講ずる。この場合、速やかに教育総務課に報告する。
- ・自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校に関する家庭への連絡は「コドモン」等を利用する。なお、「コドモン」への登録を随時奨励し、その推進を図っていく。
- ・外国籍児童生徒等の家庭には外国籍保護者同士のネットワークを利用するなど、確実に連絡が伝達されるよう体制を整えておく。
- ・保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- ・停電等が発生し、学校において午前6時30分の時点で電気または水道が不通の場合は原則休校とする。この場合は、学校・園ごとの措置とし、電気・水道の両方が復旧するまで継続する。停電時の保護者等への連絡については、「コドモン」等、使用可能な連絡手段を用いて行う。
- ・電気・水道の両方が復旧し、安全に配慮して学校を再開するにあたり、児童生徒を弁当持参で登校させる場合は、各家庭で用意できる食料（菓子パン、家に備蓄してある非常食等）を持参すればよいことを周知する。
- ・気象状況によっては、教育委員会の判断により対応を「メール」や「コドモン」等で指示する可能性がある。

【放課後児童クラブについて】

- ・登校後、暴風警報が発表された時、放課後児童クラブは開所する。ただし、状況により保護者に早い迎えを依頼する。

- ・登校後、特別警報が発表された時、放課後児童クラブは開所する。特別警報が解除され、安全が確認された後、保護者に早い迎えを依頼する。
- ・停電等による電気または水道の不通時に学校が休校の時、放課後児童クラブは閉所する。

○ 警報の発表・解除の情報について、各家庭においてテレビやラジオ、インターネット等から情報を入手するよう事前に働きかけておく。

(2) 磐田市が発表する避難情報により判断する場合

情報	時刻	学校・園	
	家庭	午前	午後
	登校前		
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された地区が含まれる学校	○自宅待機 ○発令地区は避難行動または安全確保	○残留	○原則、残留 ・ <u>気象状況を考慮し安全が確認された場合は下校可</u> ※自宅が避難情報発令地区にある児童生徒とそこを通る児童生徒は保護者引き渡し ※土砂災害警戒情報発令時は、自宅が警戒区域にある児童生徒とそこを通る児童生徒は保護者引き渡し ※それ以外の児童生徒は、安全に留意して下校
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された地区が含まれない学校	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除	午前10時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

【留意点】

- ・避難行動：家庭での避難準備、または避難所（避難場所）や知人宅等の安全な場所に避難
- ・大雨による避難情報発令時の対応であるため、雨量や冠水等の状況に応じて、下校または学校残留の判断をする必要がある。児童生徒の安全を第一に考え、校長の判断により措置を講ずる。
- ・保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、該当小中学校で引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校の対応を明確にする。
- ・「高齢者等避難」情報発令時の避難対象者には、障害のある人等の避難に時間を要する人が含まれる。避難対象者が在籍する学校は、保護者と連携し児童生徒の安全を第一に避難行動を優先させる。
- ・各学校では、土砂災害警戒区域に自宅がある児童生徒、そこを通過して通学する児童生徒を確認しておく。（別表参照）

【放課後児童クラブについて】

- ・登校後、「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された場合、発令地区の放課後児童クラブは開所する。ただし、状況により保護者に早い迎えを依頼する。

(別表) 土砂災害警戒区域が含まれる地区

中学校	小学校	避難対象地区 (自治会)
磐田第一	磐田西	西新町、京見塚
城山	磐田北	東坂町、二番町、美登里町、元宮町、権現町、住吉町、幸町 加茂川通
	富士見	東大久保、富士見町
向陽	大藤	大藤第2区、大藤第4区、大藤第6区、大藤第13区
	向笠	笠梅、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	岩田	寺谷新田、寺谷塚上、寺谷塚下、匂坂上、匂坂中上、匂坂中下、 匂坂新
神明	東部	新貝
	田原	三ヶ野、明ヶ島、東部台
豊田	豊田北部	加茂東、匂坂下、気賀東、富里
	豊田東	富丘広野、富丘下原、富丘原新田
豊田南	豊田南	一言北原
豊岡	豊岡南	上神増、社山、神増、平松、掛下、惣兵衛
	豊岡北	神田、栗下、本村、田川、亀井戸、大楽地、合代島上、合代島 下、敷南区、敷上区、大平南、大平北、虫生、万瀬

※この表は過去に警戒区域内に住家が確認された自治会である。その他通学路等危険な場所があるため、詳しくは市ホームページ等の計画区域マップにより確認する。

参考

- ・気象庁キキクル (危険度分布)
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk>
- ・静岡県土砂災害情報
<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijouhoumap.html>
- ・磐田市土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップ (磐田市ホームページ)
https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/tochi_douro_kasen/1002192.html